

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

第二種業内部管理統括責任者等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に関し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する者の責務等を定めることにより、当社の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(第二種業内部管理統括責任者)

第2条 当社の自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）に係る第二種業内部管理統括責任者は●〔役職名〕とする。

【注：原則として内部管理統括責任者は、各社の本店に属する役職員から選任して下さい。】

2 第二種業内部管理統括責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自ら法令等を遵守するとともに、当社の役員又は従業員に対し、法令等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めること。
- (2) 当社における投資勧誘等の営業活動が法令等を遵守し適正に行われるよう、当社の役員又は従業員において、法令等に違反する事案が生じた場合には、法令等に照らし、適正に処理すること。
- (3) 当社の投資勧誘等の営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁との適切な連絡及び調整を行うこと。
- (4) 当社の投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を〔取締役社長／内部管理担当役員など〕に報告しなければならない。

【注：報告先は各社の実情に合わせてご記載下さい。】

(第二種業内部管理統括責任者への指示)

第3条 [取締役社長／内部管理担当役員など] は、第二種業内部管理統括責任者がその職務を適確に遂行できるよう配慮しなければならない。

2 [取締役社長／内部管理担当役員など] は、前条第2項第4号の規定により第二種業内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えるなければならない。

【注：前条同様、指示者は各社の実情に合わせてご記載下さい。】

(第二種業営業責任者)

第4条 当社は、自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理を行うに際し、法令等に関する十分な知識〔及び経験〕を有する者を第二種業営業責任者として配置するものとする。 **【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

2 第二種業営業責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された事務所等に所属する役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、自己募集その他の取引等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督すること。

(2) 自らが責任者として任命された事務所等における自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を第二種業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けること。

3 当社の第二種業営業責任者は、●〔役職名〕〔、及び、宅地建物取引業法に定める事務所等（本店を除く。）（以下「事務所等」という。）の長〕とする。

【注：宅建業法上の事務所が本店のみの会社は、「、及び」以下は不要です。】

(第二種業内部管理責任者)

第5条 当社は、自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理を行うに際し、法令等に関する十分な知識〔及び経験〕を有する者を第二種業内部管理責任者として配置するものとする。 **【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

2 第二種業内部管理責任者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された事務所等における営業活動が法令等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行うこと。

(2) 自らが責任者として任命された事務所等における自己募集その他の取引等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を第二種業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けること。

3 当社の第二種業内部管理責任者は、●〔役職名〕〔、及び、事務所等の内部管理業務の管理職に従事する者のうち第二種業内部管理統括責任者が指名する者1名〕とする。

【注：宅建業法上の事務所が本店のみの会社は、「、及び」以下は不要です。】

登録番号：●●財務局長（金商）第●号
会社名：●●●株式会社

【注：規模が小さい等の理由で事務所毎に内部管理責任者を配置することが困難な場合は、第3項を下記のように規定することも考えられます。】

- 3 当社の本店及び事務所等における第二種業内部管理責任者は、第二種業内部管理統括責任者である●[役職名]が兼務する。

附 則 (平成●年●月●日)

この規則は、平成●年●月●日から施行する。